

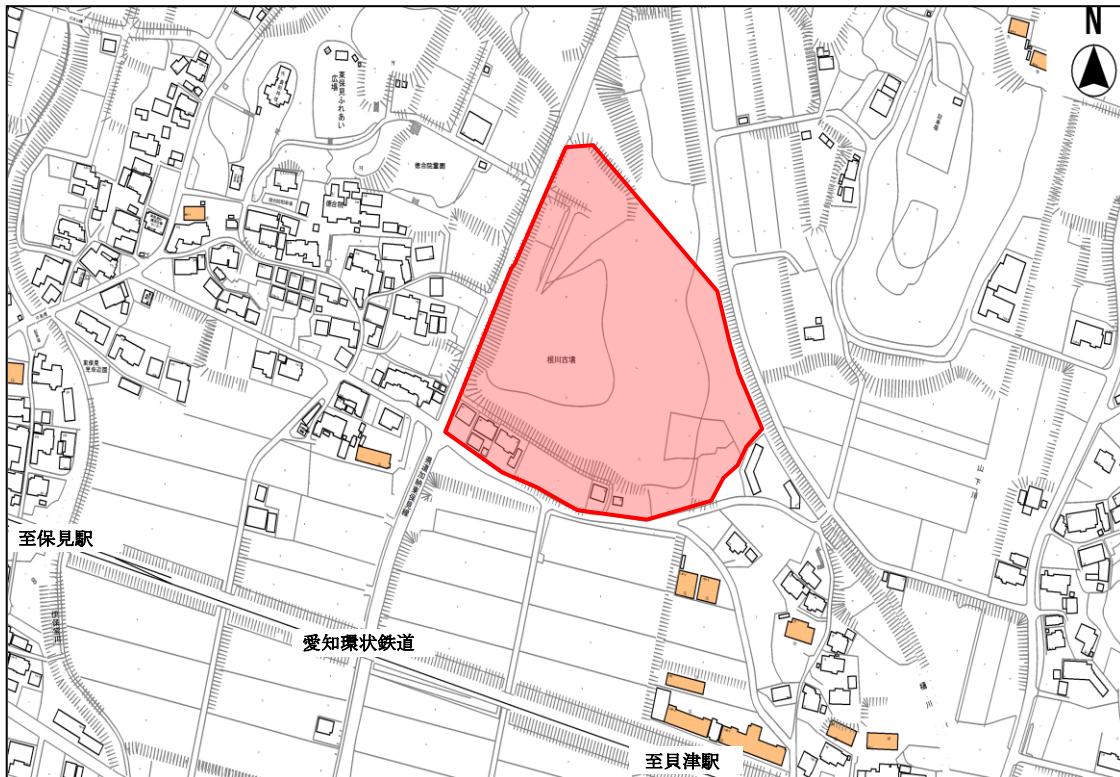
地区計画のルール

ひがしほみねがわ

東保見根川地区計画

【平成28年 5月 9日告示】

名称	東保見根川地区計画
位置	豊田市東保見町根川及び貝津町今池、貝津町後山の各一部
面積	約3.4ha



東保見根川地区計画の区域

東保見根川地区まちづくりの目標

周辺の自然環境に配慮するとともに、郊外住宅地にふさわしい良好な居住環境の形成を図り、魅力あるまちづくりを実現するため、地区計画を定め、より良好な住環境を形成します。

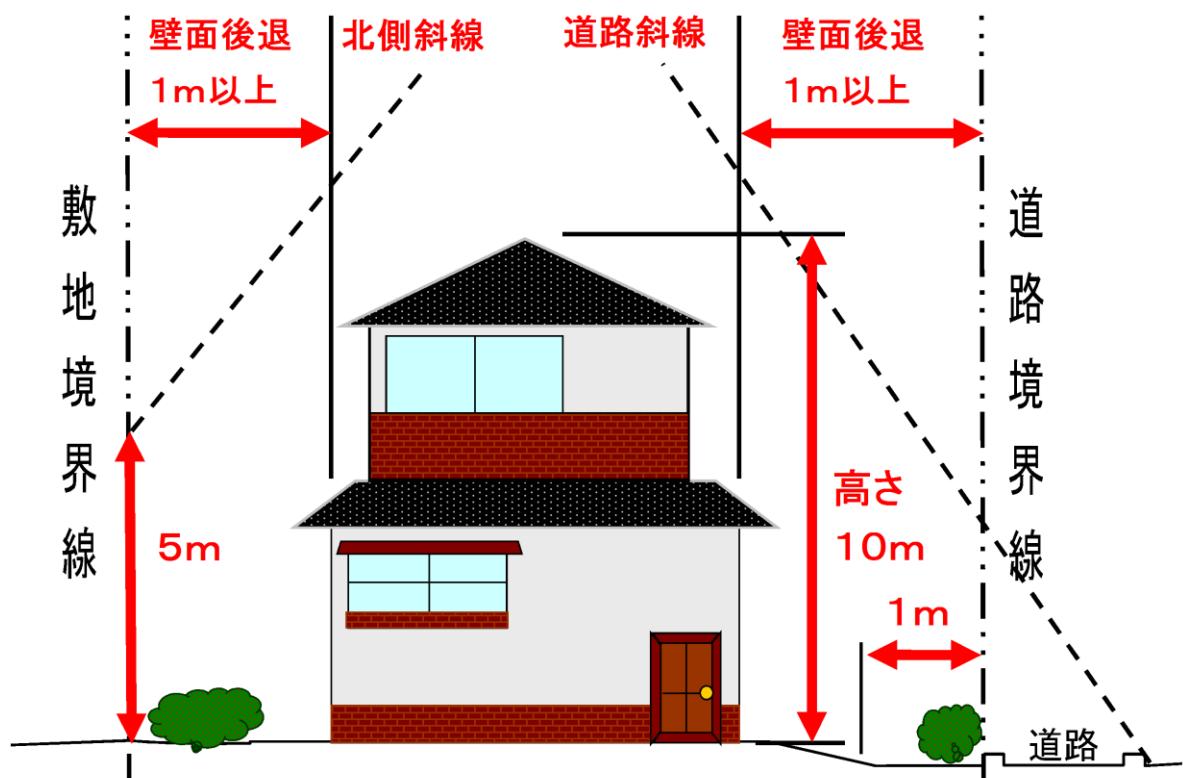
《東保見根川地区計画における建物に関するルール》

東保見根川地区では、以下の内容が建物について定められています。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ① 用途の制限 | ⑤ 高さの最高限度 |
| ② 建ぺい率・容積率の最高限度 | ⑥ 形態・色彩、その他の意匠の制限 |
| ③ 敷地面積の最低限度 | ⑦ 垣又はさくの構造の制限 |
| ④ 壁面の位置の制限 | |

区域内で建築できる建物は、住宅と住宅で事務所、店舗、その他これらに類するものを兼ねる建物となります。

屋根や壁の色は、豊田市景観計画に基づき、健全な住宅地にふさわしいものとしましょう。



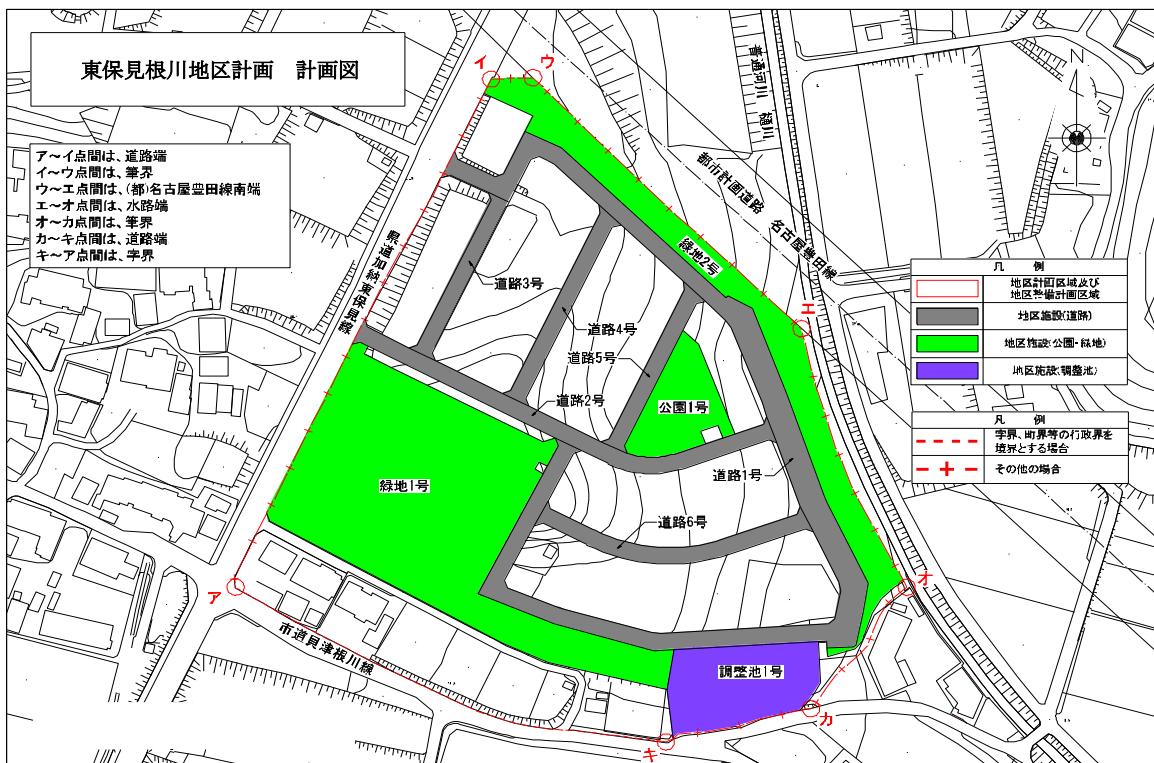
敷地面積は、200m²以上とします。

道路・公園に接する敷地境界線から1m未満に垣又はさくを設ける場合には、生垣やフェンスその他透視性のある鉄さく等とします。

東保見根川地区計画のルール

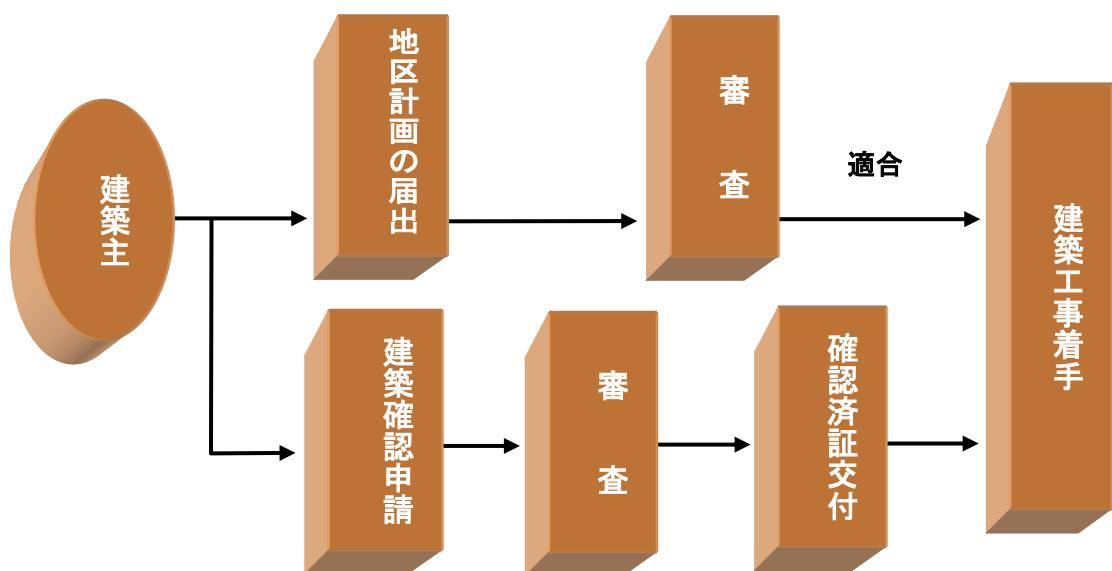
建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の3で定めるもの 3 前2号の建築物に附属するもの（政令第130条の5で定めるものを除く。）
	建築物の容積率の最高限度	10／10
	建築物の建ぺい率の最高限度	6／10
	建築物の敷地面積の最低限度	200m ²
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、1m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物置、車庫等の附属建築物で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12m²以内のもの 2 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの
	建築物等の高さの最高限度	<p>建築物等の高さは10m以下かつ建築基準法（昭和25年法律第201号。）第56条及び第56条の2において第一種低層住居専用地域で容積率の限度が10／10に適用される規定に適合するものとする。</p>
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路、公園に接する敷地境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。）としなければならない。</p> <p>ただし、門扉にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5m²以下のものはこの限りでない。</p>

計画図



届出勧告制度 について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



お問合せ

- ・地区計画の内容に関すること
- ・届出や届出書類に関すること

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620